盛岡市活性化センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市活性化センター条例 平成17年12月26日条例第88号 改正　略 令和７年　月　日条例第　号 盛岡市活性化センター条例 第１条から第７条まで　略 （使用料） 第８条　町村活性化センターの使用料は、無料とする。ただし、町村活性化センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町村活性化センターの使用者から別表第１号に定める使用料を徴収する。 （１）　私的な催し等に使用するとき。 （２）　営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 （３）　特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 （４）　前３号に準じた目的に使用するとき。 （５）　市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用するとき。 ２　岩洞活性化センターの使用者から別表第２号に定める使用料を徴収する。 ３　第１項ただし書及び前項の使用料は、許可の際に徴収する。 第９条から第20条まで　略 附　則　略 附　則（令和７年条例第　号） １　この条例は、令和８年４月１日から施行する。 ２　改正後の盛岡市活性化センター条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市活性化センター条例第５条第１項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者が管理する岩洞活性化センターにあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）	○盛岡市活性化センター条例 平成17年12月26日条例第88号 改正　略 盛岡市活性化センター条例 第１条から第７条まで　略 （使用料） 第８条　町村活性化センターの使用料は、無料とする。ただし、町村活性化センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町村活性化センターの使用者から別表第１号に定める使用料を徴収する。 （１）　私的な催し等に使用するとき。 （２）　営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 （３）　特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 （４）　前３号に準じた目的に使用するとき。 ２　岩洞活性化センターの使用者から別表第２号に定める使用料を徴収する。 ３　第１項ただし書及び前項の使用料は、許可の際に徴収する。 第９条から第20条まで　略 附　則　略

改正後

について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第８条関係）

（１）　町村活性化センター

区分	使用料	
	単位	金額
大ホール	１時間までごとに	250円
研修室	１時間までごとに	70円
交流ホール	１時間までごとに	70円
農産物加工実習室	１時間までごとに	40円

備考　市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の２倍に相当する額とする。

（２）　岩洞活性化センター

ア　宿泊使用の場合の使用料

区分	単位	中学校生徒以上の者	小学校児童
ふれあいホール・研修室	１人１泊につき	4,500円	3,000円

備考　宿泊のための使用時間は、午後４時から翌日の午前10時までとする。

イ　一般使用の場合の使用料

区分	単位	金額
ふれあいホール	１時間までごとに	510円
研修室	１人につき１時間までごとに	40円
農産物加工実習室	１時間までごとに	100円
そばコーナー	１時間までごとに	90円

改正前

別表（第８条関係）

（１）　町村活性化センター

区分	使用料	
	単位	金額
大ホール	１時間までごとに	250円
研修室	１時間までごとに	70円
交流ホール	１時間までごとに	70円
農産物加工実習室	１時間までごとに	40円

備考　暖房を使用する場合は、使用時間１時間までごとに、大ホールにあっては100円、その他の施設にあっては50円を暖房料として徴収する。

（２）　岩洞活性化センター

ア　宿泊使用の場合の使用料

区分	単位	中学校生徒以上の者	小学校児童
ふれあいホール・研修室	１人１泊につき	3,000円	2,000円

備考　宿泊のための使用時間は、午後４時から翌日の午前10時までとする。

イ　一般使用の場合の使用料

区分	単位	金額
ふれあいホール	１時間までごとに	340円
研修室	１人につき１時間までごとに	30円
農産物加工実習室	１時間までごとに	70円
産直コーナー	１時間までごとに	80円
そばコーナー	１時間までごとに	60円

改正後	改正前
備考　市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の２倍に相当する額とする。	備考　暖房を使用する場合は、使用時間１時間までごとに、ふれあいホールにあっては100円、その他の施設にあっては50円を暖房料として徴収する。